

# bEST 開発パートナー支援プログラム会員規約

bEST (bizhub Extended Solution Technology)



KONICA MINOLTA

コニカミノルタジャパン株式会社

# bEST 開発パートナー支援プログラム会員規約

本規約は、コニカミノルタジャパン株式会社（以下、「当社」という）が定めた bEST 開発パートナー支援プログラム（以下、「本プログラム」という）に同意頂くことを条件として、本プログラムの会員企業（以下、「会員」という）に提供される全てのサービスに適用されます。

## 1. 会員制度

本プログラムは、「bEST 開発パートナー支援プログラム会員規約」に同意いただき、且つ所定の登録申請項目を提示いただいた上で、当社所定の審査により入会を認められた会員に対して提供されるサポートです。

## 2. 入会資格

本プログラムへの入会を希望する法人（以下、「入会希望者」という）は、あらかじめ当社所定の入会申込書を当社まで提出いただきます。当社より入会希望者に開発の目的、成果物の利用方法などをお伺いし、提出いただいた資料、情報に基づき入会希望者に対して当社所定の審査（以下の事項に関する審査を含みますが、これらに限られません）を行います。

- (1)日本国法に基づき設立された法人であること。
- (2)日本国内で本プログラムが利用され本プログラムに基づく開発が行われること。
- (3)本規約および関連の契約、マニュアル、ウェブサイトにて定める利用条件などに同意されること。
- (4)当社所定の審査により、適当と判断される法人であること。
- (5)本プログラムを活用して、当社製品との連携開発を行う予定があること。
- (6)当社の営業上、競合関係にない法人であること。
- (7)公序良俗に反する活動を行っていない法人であること。
- (8)登録申請情報に偽りのない法人であること。

## 3. 入会拒否

当社所定の入会審査を行った結果、本プログラムへの入会をお断りする場合がありますので予めご了承ください。当社は入会希望者に対して、理由を提示することなく本プログラムへの入会を拒否する権限を有します。

## 4. 規約の変更・終了

4. 1 当社は、本規約を予告なく変更する場合があります。この場合の本プログラムの提供条件その他は、変更後の本規約によるものとします。

4. 2 本規約を変更した場合、当社は当該変更の対象となる会員に対しその内容を書面または Web サイトにより遅滞なく通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の本規約が適用されるものとします。
4. 3 当社は、当社の都合により、本プログラムを終了することがあります。
4. 4 当社が本プログラムを終了するときは、終了する 3 ヶ月前までに会員に対してその旨を書面により通知あるいは Web サイトより告知します。

## 5. 本プログラムの内容

本プログラムは、会員が当社の複合機製品 bizhub（以下、「bizhub」という）および関連製品と連携するソフトウェアを開発することを支援するプログラムです。

本プログラムにより、会員が bizhub と連携するソフトウェアを開発して様々なソリューション提案が行えるようになると共に、bizhub のユーザー（以下、「ユーザー」という）が自社の業務効率を上げるシステムを構築することも可能になります。会員の開発の目的、内容に応じて、当社は適切な会員種（Silver 会員/Gold 会員）を提案いたします。

なお Gold 会員の場合は年会費が必要となります。入会された会員に対して、当社は bizhub 技術情報の開示と、目的に応じて、無償、有償のサービスの中から適切な会員サポートプログラムを提供いたします。尚、当社は会員の承諾を得ることなく、サービスの内容を変更、廃止する権限を有します。

## 6. 申し込み

入会希望者は、本プログラム専用サイトにアクセスし、会員規約及び会員種別に応じたサービス内容をご確認いただいた上で、入会申請フォームに必要事項を入力して頂きます。当社は、その内容を審査し入会希望者の入会をお受けする場合には、入会希望者と bEST 開発パートナー支援プログラム会員契約の締結を行い、会員アカウント情報等をご提供いたします。

## 7. 会費

### ■ Silver 会員

Silver 会員サポートプログラム契約の締結により、Basic Technology（OpenAPI/IWS 関連技術を含まない bizhub の基本技術）の技術情報開示、開発ツールの一部提供を行います。Basic Technology を用いた連携アプリケーションを開発し、自社利用または非認定商品として販売を考える会員向けの制度です。

参加費用： 無償

### ■ Gold 会員

Gold 会員サポートプログラム契約の締結により、Silver 会員で受けられるサービス項目に加え、bEST Technology（OpenAPI/IWS 関連技術）を含む技術情報開示、開発ツール提供、及

び複合機検証サポートサービスの提供を行います。bEST Technology を用いて、複合機の操作パネルと連携する密度の高い連携アプリケーションを開発し、販売商品または自社利用として考える会員向けの制度です。

会員は、開発製品の内容、互いの開発体制など当社と綿密な打合せを行い、両社の協力体制の下、開発を進めていただきます。

参加費用：20 万円（税抜）（年会費：サービス提供期間中は年会費が必要です）

※Basic Technology、bEST Technology の技術分類につきましては、Web サイト (bizhub-dsp.konicaminolta.jp)「サービス」の頁および bEST 開発パートナー支援プログラムご利用ガイドを参照ください。

## 8. 提供するサービス

会員は、次のサービスを利用することができます。

### 提供するサービス内容一覧

会員契約	Gold	Silver
年会費	20 万円	無料
提供サービス		
技術情報及び開発ツールの提供	Yes	Yes
有償開発サポート	Yes ※1	Yes ※1
検証スペースの提供	Yes ※2	No
検証機のご購入	Yes ※3	No
トレーニング	Yes ※4	No
販売支援サービス	Yes ※5	No
備考：		
※1 お問合せ 5 インシデント分 10 万円（税別）/年のオプション購入 Gold 会員は入会后 1 年間に限り 5 インシデントのサポートは無償です 追加サポートが必要な場合は有償開発サポートオプション購入が別途必要です		
※2 当社本社内の複合機の検証スペースをご利用いただけますが、複合機の機種や状況によってはご提供できない場合があります 基本料金¥20,000 円（機器セットアップ）必須 使用料金¥10,000 円（1 日の使用料） 必須 S E の立会い料金は別途¥10,000 円（1 時間当たり） 任意（表示金額は税別）		
※3 個別にお見積りをご提示します		
※4 年間 2 名までのトレーニングを 1 回開催します		
※5 開発したアプリケーションの販売を支援します		

技術情報及び開発ツールの提供		Gold	Silver
Simulator	bizhub Simulator	Yes	No
OpenAPI	Documents	Yes	No
	OpenAPI SDK	Yes	No
	OpenAPI Sample	Yes	No
	Source	Yes	No
IWS	Documents	Yes	No
	IWS Sample Source	Yes	No
Browser	Documents	Yes	No
MIB	Documents	Yes	Yes
MIB API	Documents	Yes	Yes
PDL/PJL/PostScript	Documents	Yes	Yes
Driver API	Documents	Yes	Yes
Solution Key	Key number	Yes	No
※別途ご提供			

## 9. 会員の義務

会員は、本プログラムにより提供されるサービスを受けるのに必要な会員専用サイトのアカウント情報（ユーザーID、パスワード）を、第三者に開示したり利用させることはできません。

会員の ID およびパスワードによって本プログラムが利用された場合には、会員自身によって本プログラムが利用されたものとみなし、会員はこれにより生じる全ての義務を遵守または損害を負担しなければなりません。

### 9. 1. 1 機密保持

会員は、本プログラムにより提供される当社およびコニカミルタ株式会社の機密事項（以下、「機密情報」という）を機密に保持し、当社の書面による事前承諾を受けることなく第三者に漏洩、開示、提供しないものとし、また、本プログラムの目的以外の目的のために使用しないものとします。会員資格の有効期間が終了した場合、会員は、機密情報（会員が複製したものを含む）を、当社の指示に従い当社に返還または廃棄しなければなりません。

### 9. 1. 2

会員は、機密情報を本プログラムの目的のために知る必要のある最小限の役員および従業員にのみ開示するものとし、これらの者が機密情報を他の役員もしくは従業員または第三者に漏洩、開示することのないように厳重な管理を行わなければなりません。

#### 9. 1. 3

当社は、会員にアプリケーション開発に必要なライブラリ、ドキュメント、およびサンプルコード、および技術サポート情報を機密情報として開示しますが、当社は当該機密情報に係る会員の問合せに対して回答する義務はないものとします。なお、会員は、別途当社と Gold 会員契約の締結、または、Silver 会員の場合は有償開発サポートのオプション利用料を別途支払うことで、当社に対して問合せを行うことができます。

#### 9. 1. 4

会員が以下の行為により第三者に損害を与えた場合は、その行為者たる会員が当該損害に対して責めを負うものとし、当社は賠償責任を含め何らの責任を負わないものとします。また、当社にその損害が及ぶに至った場合は、当社はその行為者たる会員に損害賠償を請求できます。

- ・当社に損害を与えたことが明らかな行為
- ・当社から入手した機密情報を使用した反社会的な行為
- ・機密情報を第三者に不正に配布または使用させる行為

#### 9. 1. 5

当社は、以下の各号の損害に対する責任は、賠償責任を含め一切負いません。

- ・会員が開発したアプリケーションの利用から生じた会員および第三者の損害
- ・当社からの情報開示遅延、および提供中断によって発生した損害
- ・当社または第三者が提供した技術情報、ライブラリ等を介して会員または第三者が受けた損害

#### 9. 1. 6

当社が開示した機密情報が会員の目的に対して有用または適切であることを、当社は保証しません。また、当社が会員に提供する技術情報やライブラリに起因または関連して会員と第三者との間に紛争が生じても、当社は一切の責任を負いません。

#### 9. 1. 7

会員が、本プログラムの目的のために、第三者への機密情報の開示を必要とし、9. 1. 1 の定めに従い当社の書面による事前承諾を得た場合、機密情報を当該第三者に開示することができるものとします。なお、この場合、会員は、当該第三者に対して本規約に基づく会員の義務と同等の義務を課し、その義務の履行につき責任を負うものとします。

#### 9. 2 開発ツール (Software Development Kit 他)の利用

会員は、本プログラムにより当社から提供される開発ツールを使用した場合、当社が別途定めるソフトウェア使用許諾契約に同意したものとみなされるものとし、当該契約の内容に異議を唱えることはできないものとします。

### 9. 3 アプリケーション開発事前通知書の提出

会員は、アプリケーションの開発を開始するにあたり、「アプリケーション開発事前通知書」の提出を求められた場合、「アプリケーション開発事前通知書」に必要事項を記入して、当社の bEST 開発パートナー支援プログラム事務局に提出しなければなりません。

### 9. 4 各種変更申請

会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに当社事務局へ報告するものとします。

### 9. 5 会費の支払い義務

Gold 会員は、bEST 開発パートナー支援プログラム会員契約書で定めた年会費を当社に支払うものとします。

## 10. アプリケーションの頒布条件

会員が本プログラムにて開発したソフトウェアの頒布を開始する場合には、当社は次の内容を確認することがあります。

- ・エンドユーザーに対する保守、サポート体制が確立されていること。
- ・問い合わせ一次窓口が開設されていること。
- ・当社製品との競合がないと判断されること。
- ・アプリケーション頒布先情報を定期的に当社へ報告できること。
- ・その他当社が必要と判断する事項。

### 11. 1 契約の成立

本規約に同意いただき、「bEST 開発パートナー支援プログラム会員契約」を当社と締結することにより、会員および当社間の契約が成立したものとします。

### 11. 2 契約の有効期間と更新

会員資格の有効期間は、bEST 開発パートナー支援プログラム会員契約において 1 年間とします。但し、有効期限の 1 ヶ月前までに、会員および当社のいずれからも解約の意思表示がされない場合、有効期間は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 11. 3 会員資格の失効

会員において次のいずれかに該当する場合、当社は事前の通告なしに直ちに会員の資格を失効させることができるものとします。また、この場合において当社が損害を被ったときは、会員には当社からの請求に基づき当該損害を賠償する責任を負うものとします。

- ・会員が本規約および本規約に関連する契約に違反した場合
- ・会員が所定の年会費およびオプション利用料を支払わなかった場合

- ・会員が当社に損害を与えた事が明らかになった場合
- ・会員が当社から入手した情報を元に反社会的な行為を行ったと判断した場合

#### 1 4. アカウント情報の失効

次のいずれかに該当する場合、当社は会員のアカウント情報を無効とすることができるものとします。

- ・会員の資格が失効した場合
- ・当社が会員へ情報を開示する必要が無くなったと判断した場合
- ・会員専用サイトに2年間以上ログインが行われなかった場合

#### 1 5. 会員権の譲渡禁止

本プログラムの会員権は、会員の登録情報に基づいて発行されるものであり、会員は、本プログラムに基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

#### 1 6. 商標等の使用許諾

会員が本プログラムにより開発を完了したアプリケーションの商品名は、会員が自由に決定することができるものとしますが、「Konica Minolta」、「bizhub」、「bEST」など当社および当社グループが権利を有する商標を使用する場合は、事前に「商標の使用許諾契約」を当社と締結しなければならないものとします。この場合は事務局へご相談ください。

#### 1 7. お客様情報等の保護

当社は、入会希望者および会員より取得した個人情報を、本プログラムの会員としての適合性を審査するため、及び当社から入会希望者および会員への連絡のために利用するものとします。また当社は、入会希望者および会員より取得した個人情報を、第三者に提供、開示等しないものとします。ただし、以下の場合を除きます。

- (1) 入会希望者および会員の同意がある場合
- (2) 統計的なデータとして、入会希望者および会員個人を識別できない状態に加工した場合
- (3) 守秘契約等により、業務委託先に個人情報保護を義務づけ、業務委託先が適切に個人情報を取扱うように管理することを条件に業務委託先に提供する場合
- (4) 関係する法令またはその指針・ガイドラインにより、第三者への開示が認められている場合

当社が入会希望者および会員の個人情報を共同利用する場合は、共同利用すること、共同して利用する個人情報の内容、共同利用する者の範囲、共同利用する目的、責任者の氏名又は名称を予め明示するものとします。

入会希望者および会員が、個人情報の開示、訂正等を希望する場合には、当社事務局まで連絡するものとし、その場合、当社は入会希望者および会員本人であることを確認の上、合理的な範囲ですみやかに対応するものとします。



#### 18. 免責事項

本プログラムにより提供されるサービスが会員の目的に対して有用または適切であることを、当社は保証するものではありません。また、本プログラムにより提供されるサービスに起因または関連して会員と第三者との間に紛争が生じても、当社は一切の責任を負いません。

#### 19. 協議解決

本規約及び関連契約に定めのない事項または本規約または関連契約の解釈に疑義が生じたときは、会員および当社間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

#### 20. 合意管轄

本会員規約に関する準拠法は日本法とします。

本会員規約及び関連契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

制定 2011年 9月 1日  
改訂 2011年 11月 28日  
改訂 2013年 4月 1日  
改訂 2016年 4月 1日  
改訂 2017年 2月 23日  
改訂 2017年 2月 23日  
改訂 2017年 6月 23日  
改訂 2017年 7月 18日